

## 成猫の展示規制について

### 1 経緯

#### (1) 平成23年12月21日（第28回）及び平成24年4月16日（第29回）の中央環境審議会動物愛護部会

平成17年の改正動物愛護管理法の施行状況を検討するために中央環境審議会動物愛護部会の下に設置された、動物愛護管理のあり方検討小委員会において、犬猫の販売業、貸出業及び展示業における生体展示は、夜間（午後8時～午前8時）は禁止すべきとの報告を受け、平成23年12月21日の第28回の動物愛護部会及び平成24年4月16日の第29回の同部会において議論を行い、

- ・ 販売業者、貸出業者及び展示業者が犬及び猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間に行うこと
- ・ 成猫（生後1年以上の猫）が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合については、経過措置を設け、平成26年5月31日までの間、午後8時から午後10時を適用しないこと
- ・ 経過措置の間に、成猫（生後1年以上の猫）が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合について、その状況や影響を把握し、夜間展示規制の必要性を検証すること 等

が了承された。

#### (参考1) 部会における主な意見

- ・ 夜間展示規制の話は、子犬・子猫の深夜販売を規制しようということで始まったが、猫カフェについては審議が十分でなかったと感じる。
- ・ 猫カフェについての情報が少なく、現時点で結論を出すのは難しい。
- ・ 猫カフェだけでなく、犬カフェやサーカスでの犬の曲芸、あるいはテレビ等でのタレント犬の撮影等も絡んでくるのではないか。
- ・ 営業時間に関しては、あまり夜遅くまでやるというのは、成犬・成猫であっても芳しいことではない。その業界の中で自主規制のラインを作る必要があるのではないか。
- ・ 経過措置の期間中、業界として猫にストレスのかからないような飼育基準や、猫が高齢になったときの飼養管理をどうするのか等を自主的に検討して決めていくことが必要ではないか。

パブリックコメントを行った上で、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年環境省告示第20号。以下「告示」という。）を改正した（平成24年6月1日施行）。

#### <主な省令、告示の改正点>

- ・ 販売業者、貸出業者及び展示業者が犬及び猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間に行うこと。
- ・ 成猫（生後1年以上の猫）が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合については、経過措置を設け、平成26年5月31日までの間、午後8時から午後10時を適用しない。

#### (2) 平成26年3月17日（第41回）の中央環境審議会動物愛護部会

成猫（生後1年以上の猫）が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示

を行う場合について、その状況や影響を把握し、夜間展示規制の必要性を検証するため、猫カフェの実態調査（自治体へのアンケート）、猫のストレス状態調査、業界団体の取組状況についてヒアリングを行い、その結果に基づき議論し、

- ・平成26年5月31日までの経過措置を、2年間延長（平成28年5月31日まで）
- ・経過措置の間に、実態調査（ストレス状況調査を含む。）及び猫カフェ業界の自主的な取組状況、猫の行動学的知見を踏まえ、規制のあり方を検討することが了承された。

（参考2）部会における主な意見

- ・展示されている総時間の時間数を決めることが合理的なのか、時間帯として何時から何時というのが合理的なのかといったことも含めて考える余地がある。
- ・飼育管理、猫の生態などの情報を集め、業界の中で工夫し、協会に入らない方にもさらに努力していただく必要がある。

パブリックコメントを行った上で、施行規則及び告示を改正した（平成26年5月30日施行）。

<主な改正点>

- ・平成26年5月31日までの経過措置を、2年間延長（平成28年5月31日まで）

（3）専門家等によるヒアリング、ストレス調査及び検討会

①専門家等のヒアリング

平成27年3月に、今後の調査方法等について、専門家のヒアリングを行った。主な意見は、以下のとおり。

- ・多くの店舗から糞をサンプリングし、コルチゾールを測定し、その結果について多変量解析を行い、猫の行動には、何が影響するか解析する必要がある。
- ・糞便は、抽出しにくいかもしれないが、尿よりも保存しやすい。
- ・コルチゾールは、安定した物質なので、冷凍する必要がないのではないかと。しかしながら、常温保存については、測定に影響が出るという論文もあることなので、確かめた上で判断すべき。

②猫カフェ調査（猫のストレス状態調査）

ヒアリングの意見も踏まえ、帝京科学大学（加隈准教授）に依頼して調査を実施。

③猫の夜間展示規制に係る検討会

帝京科学大学で実施した調査結果について、専門家による検討会を開催し、意見をいただいた。

<ヒアリング及び検討会の専門家等>

- ・武内ゆかり（東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授）
- ・大谷 伸代（麻布大学獣医学部動物応用科学課 講師）
- ・加隈 良枝（帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科准教授）
- ・太田 光明（麻布大学獣医学部 教授（当時））
- ・新井 英人（東京都動物愛護相談センター 所長）
- ・福井 隆文（猫カフェ協会理事長）